

見附市公民館条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 6 月 2 5 日

見附市長 稲 田 亮

見附市条例第 2 5 号

見附市公民館条例の一部を改正する条例

見附市公民館条例（平成 1 8 年見附市条例第 2 2 号）の一部を次のように改正する。

第 1 4 条を削り、第 1 5 条を第 1 4 条とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。